

## 令和4年第11回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年11月21日 午後4時00分

閉会 令和4年11月21日 午後4時30分

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	石川 英治
近藤 賢三			

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第42号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第43号	農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
報告第31号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第32号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙1件
報告第33号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙7件

<議事の次第>

午後4時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第11回豊明市農業委員会総会を開催いたします。  
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の  
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は3番委員と5番委員にお願いします。それでは、議案に入り  
ます。議案第42号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第42号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有  
権移転許可申請の件です。

譲受理由は中心となって営農を行うため、譲渡理由は体調不良で一人では  
営農が行えないためです。

申請地は阿野町小島37番2、37番3、登記地目、現況地目はすべて田、面  
積は合計571㎡です。

申請地の現況については、11月4日に現地確認を行ったところ、保全管理  
状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして阿野町稲葉57番1、上石田90番は果  
樹が植えられている状態でした。阿野町出口13番1は野菜が作付けされてい  
る状態でした。阿野町荻外山196番は田として管理されている状態でした。阿  
野町長根71番1は田として保全管理状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申  
請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めま  
す。

4番委員 11月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行  
いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
- 最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第42号は可決いたします。引き続きまして、議案第43号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第43号について説明します。農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件です。
- 転用目的は住宅の敷地(庭)駐車場、倉庫の敷地です。
- 申請者は、兼業で農業を営んでいます。現在の居宅は老朽化のうえ、耐震性がなく、早急に建て替えが必要な状況となっていることから、所有農地に近い申請地に新たに農家住宅及び農業用倉庫を建築し営農の効率化を図りたいと考え、申請に至りました。なお、現在の居宅のある土地は売却を予定しています。
- 申請地は沓掛町川部86番7、登記地目、現況地目はともに畑、面積は490㎡です。
- 申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、沓掛中学校から北東に約900mに位置します。
- 申請地はその規模が10ha以上であり、第1種農地に該当しますが、申請地は集落に接続していて、転用目的が農家住宅であり、他に適当な所有地がないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。
- 申請地の現況については、11月7日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。
- 土地造成は浄化槽の排水勾配を取るため、周囲にコンクリートブロック積みをして、50cm程度盛土します。雨水は集水桝から西側道路側溝へ排水し、汚水は合併浄化槽を通じて、西側道路側溝に排水します。
- 以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務

局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 農地利用最適化推進委員は都合が合わなかったため、11月11日に7番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 申請地は私の家の近くでよく知っていますし、毎日通る場所です。ここは元々ビニールハウスがあった土地で現在は片付けられています。5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 今まで利用していたビニールハウスの位置は図面のどこにあたりますか。

最6番委員 図面の点線で囲ってあるところですか。

3番委員 点線の箇所は何か申請内容に影響はありますか。

最6番委員 現地でも影響はありません。

3番委員 わかりました。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第43号は可決いたします。引き続きまして、議案第44号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第44号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

個人の新規申請が2件です。

1件目の申請地は沓掛町坊主山150番、貸付期間は1年間の賃貸借契約です。

2件目の申請地は沓掛町石根20番10、貸付期間は3年間の使用貸借契約です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

3番委員 1件目の地目は田となっているが、たったの1作付けしかしないのですか。

事務局 そのようです。ですが引き続き利用することになれば再度利用権設定の申請がされるものと思われまます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第44号は可決いたします。引き続きまして、報告第31号、第32号、第33号について報告願います。

事務局 報告第31号、第32号、第33号について説明

議 長 以上のとおり、報告第31号、第32号、第33号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午後4時30分）。